第六十三条　削除

（事業推進室及び鑑定調整室）

第六十三条の二　事業課に、事業推進室及び鑑定調整室を置く。

2　事業推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業の実施に関すること（援護企画課及び鑑定調整室の所掌に属するものを除く。）。

二　旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること（鑑定調整室の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　鑑定調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　戦没者の遺骨の鑑定に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　戦没者の遺骨の身元の調査、伝達及びこれらに類する業務に関すること。

5　鑑定調整室に、室長を置く。

（検疫調整官）

第百二十条の二　大阪検疫所並びに小樽検疫所千歳空港検疫所支所、仙台検疫所仙台空港検疫所支所、東京検疫所千葉検疫所支所、東京検疫所東京空港検疫所支所、東京検疫所川崎検疫所支所、名古屋検疫所清水検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、名古屋検疫所四日市検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所門司検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所、福岡検疫所長崎検疫所支所、福岡検疫所及び那覇検疫所那覇空港検疫所支所並びに小樽検疫所千歳空港検疫所支所、仙台検疫所仙台空港検疫所支所、東京検疫所千葉検疫所支所、東京検疫所東京空港検疫所支所、名古屋検疫所清水検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所、福岡検疫所長崎検疫所支所、福岡検疫所鹿児島検疫所支所及び那覇検疫所那覇空港検疫所支所並びに小樽検疫所函館出張所、小樽検疫所釧路出張所、新潟検疫所富山空港出張所、新潟検疫所金沢・七尾出張所、広島検疫所徳山下松・岩国出張所、広島検疫所坂出出張所、広島検疫所松山出張所、福岡検疫所厳原・比田勝出張所、福岡検疫所熊本空港出張所、福岡検疫所大分・佐賀関出張所、福岡検疫所宮崎空港出張所及び那覇検疫所石垣出張所に、検疫調整官一人を置く。

（審査室）

第六十三条　援護・業務課に、審査室を置く。

2　審査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に規定する遺族年金、遺族給与金及び弔慰金を受ける権利の裁定に関すること。

二　戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する遺族年金及び遺族給与金を受けている者の受給権の調査に関すること。

3　審査室に、室長を置く。

（事業推進室）

第六十三条の二　事業課に、事業推進室を置く。

2　事業推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業の実施に関すること（援護企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

3　（略）

（新設）

（検疫調整官）

第百二十条の二　小樽検疫所千歳空港検疫所支所、仙台検疫所仙台空港検疫所支所、東京検疫所千葉検疫所支所、東京検疫所東京空港検疫所支所、名古屋検疫所清水検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所、福岡検疫所長崎検疫所支所、福岡検疫所鹿児島検疫所支所及び那覇検疫所那覇空港検疫所支所並びに小樽検疫所函館出張所、小樽検疫所釧路出張所、新潟検疫所富山空港出張所、新潟検疫所金沢・七尾出張所、広島検疫所徳山下松・岩国出張所、広島検疫所坂出出張所、広島検疫所松山出張所、福岡検疫所厳原・比田勝出張所、福岡検疫所熊本空港出張所、福岡検疫所大分・佐賀関出張所、福岡検疫所宮崎空港出張所及び那覇検疫所石垣出張所に、検疫調整官一人を置く。

2　（略）

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2・3　（略）

（国立感染症研究所に置く部等）

第五百七十七条　国立感染症研究所に、次の十六部及び一室並びに感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター及び感染症危機管理研究センターを置く。

総務部
ウイルス第一部
ウイルス第二部
ウイルス第三部
細菌第一部
細菌第二部
寄生動物部
感染病理部
免疫部
真菌部
細胞化学部
昆虫医科学部
獣医科学部

2　（略）

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官七人を置く。

2・3　（略）

（国立感染症研究所に置く部等）

第五百七十七条　国立感染症研究所に、次の十五部及び三室並びに感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザウイルス研究センター及び薬剤耐性研究センターを置く。

総務部
ウイルス第一部
ウイルス第二部
ウイルス第三部
細菌第一部
細菌第二部
寄生動物部
感染病理部
免疫部
真菌部
細胞化学部
昆虫医科学部
獣医科学部